

公示番号：180470

国名：アフリカ地域（ウガンダ、ルワンダ、南スーダン）

担当部署：社会基盤・平和構築部 ジェンダー平等・貧困削減推進室

案件名：紛争影響国におけるジェンダーに基づく暴力課題への対応に係る情報収集・確認調査
（ジェンダー分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：ジェンダー分析
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：調査団参団

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2019年1月中旬から2019年3月下旬まで
- (2) 業務 M/M：国内 0.9M/M、現地 1M/M、合計 1.9M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
7日	30日	11日

本業務においては、1回の現地派遣で3カ国（1カ国あたり7～10日）を調査します。訪問順は、ウガンダ北部（1月下旬～2月上旬）⇒ルワンダ（2月上旬～中旬）⇒南スーダン（2月中旬～下旬）を予定していますが、現地事務所との調整により変更の可能性があります。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：12月19日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送
(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル)
(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細については JICA ホームページ（ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示（業務実施契約（単独型））>業務実施契約（単独型）公示にかかる応募手続き）

(<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>) をご覧ください。なお、JICA 本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2018年12月28日（金）までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点

③語学力

16 点

④その他学位、資格等

16 点

(計 100 点)

類似業務	ジェンダーに係る各種調査
対象国／類似地域	アフリカ地域/全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：特になし

(2) 必要予防接種：あり

黄熱：入国に際してイエローカード（黄熱病予防接種証明書）が必要です。

6. 業務の背景

近年、紛争影響地域におけるジェンダーに基づく暴力（Gender Based Violence: GBV）の撤廃に向けた国際社会の認識が大きく高まっている。国連安全保障理事会においては、2000年以降、国連安全保障理事会決議第1325号「女性・平和・安全保障」（2000年10月）（以下、「1325号」）を契機として、合計7つの関連決議が採択されてきた¹。2018年のG7外相会合や、首脳会議においても、紛争影響地域を含むあらゆる社会におけるドメスティック・バイオレンス（Domestic Violence : DV）や性暴力、幼児婚や強制結婚、人身取引等を含むGBVの撤廃に向けた対策強化が議論されてきている。さらに、2018年のノーベル平和賞は、アフリカ中部のコンゴ民主共和国で民兵からの性暴力を受けた数万人の女性の治療をしてきた産婦人科医と、過激派組織（イスラム国）（IS）に性奴隷として拘束されながら生還し、性暴力根絶を訴える活動を続けるイラク人女性へ授与されることが決まっている。

GBV は、社会におけるジェンダー規範や関係性を背景にして生じるものであるが、紛争下においては、兵器の増大や「男性らしさ」の増長によって、平時における暴力がより凝縮した形で現れることが多い²。暴力の一つの特徴として、敵対している集団同士の紛争において、民族の誇りを傷つけ、住民を恐怖に陥れるために、対立する民族の女性を暴行し、殺害するという行為が挙げられる。近年の多くの紛争下において、性暴力を「兵器」として利用するケースが頻発したが、こうした性暴力の被害者たちは身体的にも精神的にも深い傷を負い、その苦しみはレイプによる妊娠・出産、HIV/AIDS 感染、精神的外傷（PTSD）によって長期に及ぶ³。被害に遭うと、地域における社会・文化的な規範から、本人のみならず、その家族までが「汚れた者」と認知され、地域から排斥されることが多い。被害に遭ったがゆえに、地域社会で蔑まれ、あらゆる社会的・経済的機会から排除されて、極度の貧困に陥っていくこともある。さらに、紛争が勃発する前後には、ストレスやトラウマを抱えた夫や身内による女性に対する暴力が増えることや、ジェンダーの秩序に沿わない男性や男児に対する「矯正」を目的とした断種や性行為の強要などの性暴力があることも明らかにされている⁴。

日本政府は、2013年及び2014年の国連総会での首相演説で、ODAによるジェンダー平等や女性のエンパワメントへの積極的な支援について表明するとともに、2015年2月に閣議決定した開発協力大綱においては、人間の安全保障を推進する観点から、あらゆる取り組みにおけるジェンダー平等視点の強化を打ち出している。また、2015年9月には1325号実施の国内行動計画「女性・

¹ 決議第 1325 号を補完する形で、2008 年に決議第 1820 号、2009 年に決議第 1888 号および第 1889 号、2010 年に決議第 1960 号、2013 年に決議第 2106 号および第 2122 号が、それぞれ安全保障理事会において採択されている。

² OECD, "Gender and Statebuilding in Fragile and Conflict affected states", OECD 2013

³ Strachan and Haide, GSDRC, 2015. http://www.gsdr.org/docs/opem/gender_conflict.pdf

⁴ ibid.

平和・安全保障に関する行動計画」を策定し、紛争影響地域におけるGBVの被害者の保護や、自立と社会復帰、予防や加害者処罰に向けた取り組みを強化することや、紛争予防や平和構築に向けたあらゆる意思決定レベルにおける女性の積極的な参画を推進していくことを表明している。2016年5月には「女性の活躍推進のための開発戦略」を策定するとともに、2018年には、「G7女性・平和・安全保障パートナーシップ・イニシアティブ」を採択し、1325号の第二次行動計画の策定にも着手してきているところである。

上記国際潮流や日本政府の方針に基づき、JICAにおいても「ジェンダー平等と女性のエンパワメントの推進」を国際協力における重要な取り組み課題として位置付けるとともに、事業の実施においてもジェンダー主流化を戦略的に進めてきている。GBVの撤廃や女性の平和と安全保障に向けた取り組みとしては、タイやベトナム、ミャンマーにおいて人身取引対策に取り組むとともに、さまざまな紛争影響地域において、紛争中に配偶者を失った女性世帯主や貧困女性、さらには難民女性や女兒たちを対象に、職業訓練や起業支援や、教育や健康の向上に向けた取り組みを行ってきている。また、コンゴ民主共和国やコージボワール、アフガニスタンなどにおいてGBVの被害者の保護や加害者処罰に向けた警察官の能力強化に向けた支援も実施しているところである。しかしながら、GBVの被害者の保護や自立、社会復帰を主眼においた支援の実績はこれまで限定的である。JICAのジェンダー平等と女性のエンパワメントの推進に向けた協力において、GBVの撤廃を主眼においた取り組みの拡大や質の向上が喫緊の課題となっている。

こうしたなか、本調査は、2019年度にTICAD7が開催されることを踏まえて、アフリカから調査対象国を選定し、GBVにかかる現状や、政府や国連機関、NGO等による同課題への対応状況を確認し、今後のJICAによる新規案件の方向性や事業枠組み案を検討することを目的として実施する。調査対象国は、2016年9月に開催された国連「難民と移民に関するサミット」を契機としてとりまとめられた「包括的難民対応の枠組み」(CRRF)に参加して同課題への取り組み意思を示すとともに、国際機関の調査を通じて特に支援ニーズが高いことが明らかにされているウガンダとルワンダ、さらに南スーダン⁵を取り上げる。

7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、調査対象国（ウガンダ、ルワンダ、南スーダン）のGBV課題に関する情報収集に係る以下の調査を行う。なお、本調査の実施にあたっては、調査対象国にかかる既存の調査報告書や資料をレビューし、これに現地調査の結果を加味した上で、これらの国々における女性をとりまく概況や最新のジェンダー関連情報（基礎指標データ、政策・制度関連情報含む）を包括的に取りまとめることを念頭におくこととする。

(1) 国内準備期間（2019年1月下旬）

- ① JICA 社会基盤・平和構築部及び他関連部署との打合せ及び資料レビューを通じ、調査の実施に向けて以下を実施する。
 - ア) 本調査の背景、目的、方針を踏まえ、調査対象地域（以下、②参照）を含めた全体調査方針を作成し、JICA 社会基盤・平和構築部の了承を得る。
 - イ) 以下の項目に係る国内で収集可能な文献・報告書レビュー及び関係者へのインタビューを行い、データ及び情報を整理・分析する。
 - (a) アフリカ地域におけるGBVの撤廃や女性・平和安全保障に関する地域戦略や行動計画の内容や、それらの実施に向けたステークホルダーの動向
 - (b) 調査対象国における難民やホストコミュニティを含む住民のGBV被害の実態

⁵ 南スーダンでは、JICA事務所が、現地の女性課題省を支援しながら、GBV撤廃に向けた啓発事業の実施を支援するなど、すでにジェンダー主流化に向けて積極的に取り組んでいることから調査対象国に指定。

と課題や、他ドナーや国連機関、NGO 等による取り組みの現状

(c) 対象国において実施中の関連するJICA事業に関する情報

- ② 上記①(a)から(c)を踏まえ、本調査の全体調査方針 ((i)調査方針 (調査手法、調査対象地域等を含む)、(ii)調査グリッド、(iii)訪問先リスト、(iv)日程案 (すべて和文・英文) 及び(v)調査説明用資料 (英文)) を作成し、JICA社会基盤・平和構築部に提出し、了承を得る。

【調査対象地域】

- ※ 調査対象地域については、調査期間や地理的条件等を踏まえた上で、検討・決定する。なお対象地域は、JICA 社会基盤・平和構築部、当該国の JICA 事務所との協議により追加・変更となる可能性がある。
- ※ ウガンダ北部の調査に関し、難民セトルメントのある西ナイル地域と反政府武装勢力「神の抵抗軍」(Lord's Resistance Army : LRA) の影響を最も強く受けたアチョリ地域それぞれから、合わせて3~4 県を選定することを想定している。ただし、調査地域 (県) についてより良い提案があれば、理由とともにプロポーザルに記載すること。
- ※ なおウガンダ北部に関しては、2019年1月下旬から、JICA研究所が実施中の研究『紛争影響下におけるGBV被害者の救援要請行動と援助』に関連し、ローカルコンサルタントが、西ナイル地域 (キリアンドンゴ県、アジュマニ県、アルア県、ユンベ県、モヨ県) の調査を実施予定である。JICA研究所の調査と本現地調査の実施時期・調査対象が重なることも想定されるため、JICA研究所の調査への同行も選択肢として念頭におき、JICA社会基盤・平和構築部と協議の上、調査対象地域を検討する。
- ※ ルワンダの調査に関し、当該国のGBV被害の実態と課題、また他ドナーや国連機関、NGO等によるGBV課題への支援状況を踏まえて、首都キガリ周辺のほか、2~3県を調査対象地域とすること。ただし、調査地域 (県) についてより良い提案があれば、理由とともにプロポーザルに記載すること。
- ※ 南スーダンの調査に関しては、ジュバ市内に限る。

- ③ 調査方針に基づいて、質問票 (英文) を作成し、JICA 社会基盤・平和構築部、当該 JICA 事務所に提出する。
- ④ 対処方針会議等の関連する各種事前会議に参加する。
- ⑤ 調査報告書 (案) の目次構成を整理する。

(2) 現地業務期間 (2019 年 1 月下旬~2 月下旬)

現地業務に際し、2. (3) に記載のとおり、1 回の現地派遣で 3 カ国 (1 カ国あたり 7~10 日) の調査とし、訪問順は、ウガンダ北部 (1 月下旬~2 月上旬) ⇒ルワンダ (2 月上旬~中旬) ⇒南スーダン (2 月中旬~下旬) を想定している。各国滞在日数や調査の順番等については、プロポーザルにおいて理由と併せ提案すること。

- ① 当該現地事務所と調査方針及び日程の確認、並びに調査実施における注意事項 (治安、タブー等) について確認を行う。
- ② 調査方針に沿って、上記 (1) ① イ) (a)~(c)の国内作業で収集した情報を踏まえ、関連文献・資料の収集や関係者へのインタビューを通じて、さらに以下の項目に関して情報やデータ・統計を収集する。

- ア) アフリカ地域における GBV の撤廃や女性・平和安全保障に関する地域戦略や行動計画の内容やそれらの実施に向けたステークホルダーの動向。
- (a) 難民に関するグローバル・コンパクトや「包括的難民対応の枠組み」(CRRF)におけるGBV対応の位置づけ
 - (b) アフリカ連合(AU)の政策におけるGBV課題対応の位置づけや実施戦略
 - (c) その他、関連する政策や戦略
 - (d) 他ドナーや国際機関による支援動向
- イ) 調査対象国における難民やホストコミュニティを含む住民の GBV 被害の実態と課題。
- (a) GBV被害の現状と課題(性暴力やDV、人身取引や幼児婚、強制婚、セクシャル・ハラスメントなどの被害状況含む)
※ウガンダについては、特にウガンダ北部の南スーダン難民を含む住民のGBV被害の実態と課題に関して調査する。
- ウ) 調査対象国における GBV 課題への対応に関する政府の取り組み方針や実施体制、取り組みの現状や課題(能力分析)。
- (a) GBV被害者の保護や自立・社会復帰、予防、加害者処罰に向けた政府の取り組み方針(開発計画における位置づけやジェンダー平等推進政策、1325号国内行動計画含む)と行政による実施体制、取り組みの現状と課題(ジェンダー平等のための国内本部機構や社会福祉省や法・司法関連省庁、地方自治体などの実施体制、機能や権限、予算、取り組みの現状と課題含む)
- エ) 他ドナーや国連機関、NGO による GBV 課題への支援状況(支援戦略やアプローチ、活動内容、成果と課題)。
- (a) 現地で活動する他ドナーや国連機関、NGO(国連機関や ICRC、Norwegian Refugee Council(NRC)やInternational Rescue Committee(IRC)などの国際NGOや、国際刑事裁判所の被害者信託基金(ICC TFV)等の支援を受ける現地NGO)による被害者の保護や自立・社会復帰、予防や加害者処罰に取り組む関係機関の支援アプローチや内容、成果と課題、グッドプラクティス)
- オ) 既存の JICA 事業による課題への取り組み状況の確認。
- (a) 調査対象地域における JICA 事業による課題への取り組み状況を確認するとともに、被害者の保護や自立、社会復帰支援に活用できる JICA リソースについて確認する。
- カ) 対象国における同課題に対する支援のギャップ分析。
- (a) GBV対応においてどの分野がカバーされており、どの分野への支援が脆弱か
 - (b) どこに支援ニーズがあるのか
 - (c) どのような支援アプローチが求められているのか、他。
- ③ 調査結果を取りまとめ、JICA 事業の特性や経験・比較優位性や、国内・周辺国で活用可能なリソース等も考慮し、GBV 被害者の保護や自立・社会復帰、加害者処罰に向けた新規案件を念頭に支援の方向性や概要、事業枠組み(案)を提言する。なお、支援案の検討に際しては、被害者の保護に取り組む国連機関や NGO との有機的な連携を視野に入れつつ、技術協力プロジェクト、第三国研修、専門家派遣、本邦研修等の様々なスキームを考慮に入れた具体的な提案を行う。
- ④ 現地 JICA 事務所に現地調査結果を報告する。

(3) 帰国後整理期間(2019年3月上旬~3月下旬)

- ① 収集資料を整理・分析し、現地調査結果の取りまとめを行い、報告書(和文)ドラフトを作成する。

- ② JICA 本部にて調査結果報告及び報告書（和文）ドラフト内容の説明を行う。
- ③ JICA 社会基盤・平和構築部及び他関連部署に内容確認を行い、報告書（和文）を完成させる。
- ④ 報告書（和文）の内容に従い、報告書（英文）ドラフトを作成する。
- ⑤ JICA 社会基盤・平和構築部及び他関連部署に報告書（英文）ドラフトの内容確認を行い、報告書（英文）を完成させる。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成・提出する報告書等は以下のとおり。

- (1) 面談記録（面談終了後速やかに面談記録を作成し、JICA 社会基盤・平和構築部及び JICA 現地事務所に電子データで提出する）
- (2) 調査報告書
和文及び英文、各 3 部（簡易製本）
電子データ（CD-R）2 枚（電子データを取りまとめたもの）
※報告書の仕様は、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」に基づくものとする。
※英文の成果品に関しては、英文を母国語とする人が違和感なく理解できる仕上がりとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。
航空経路は、成田⇒ウガンダ⇒ルワンダ⇒南スーダン⇒成田を標準とします。
- (2) 本案件の見積もりは、上記ガイドラインの業務実施契約（単独型）見積書「様式（単独型・付課税化対象案件用）」を用いて積算してください。
- (3) 戦争特約保険料（南スーダンのみ）
災害補償経費（戦争特約経費分のみ）の計上を認めます。「コンサルタント等契約などにおける災害補償保険（戦争特約）について」を参照願います。
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/disaster.html>
- (4) 一般管理費等率（南スーダンのみ）
本案件は、安全面で十分安定しているとはいえない地域において、通常とは異なる環境下における特殊な業務が必要とされます。このため、一般管理費等率の 10% を上限として加算して一般管理費等を計上することができるものとします。

10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

ア) 現地業務期間は 2019 年 1 月下旬～2 月下旬を予定していますが、現地情勢の変化等により、変更する可能性があります。また訪問順は、上記（2.（3）及び 9.（1））にあるとおり、ウガンダ、ルワンダ、南スーダンを予定していますが、現地事務所との調整により変更の可能性があります。

イ) 南スーダンでは、2016 年の騒擾時を含め、これまでに多数の GBV が発生したと言わ

れています。調査に当たっては、南スーダン政府に対し、調査目的、内容等慎重な説明と配慮が求められます。また、政府の協力が得られない可能性も視野に入れた調査計画を想定しておく必要があります。

ウ) 調査実施にあたっては各国の JICA 安全対策措置に従ってください（同措置により調査対象地域や活動に制約が生じ得る点に留意）。

② 現地での業務体制

本業務に係る業務従事者は、本コンサルタントのみですが、JICA 国際協力専門員（開発とジェンダー）が現地調査（一部もしくは全日程）に同行する可能性があります。

③ 便宜供与内容

JICA 事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供

エ) 通訳備上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

適宜サポートします

カ) 執務スペースの提供

なし

キ) 携帯電話の貸与

あり

(2) 参考資料

① 本業務に関連する以下の資料が JICA 図書館のウェブサイトで公開されています。

ア) 南スーダン

・ジェンダー情報整備調査報告書（2016年）

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12284543.pdf>

・南スーダン国 ジェンダー情報収集・確認調査 最終報告書（2016年10月～2017年10月）

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12300307.pdf>

イ) ウガンダ

・ジェンダー情報整備調査報告書（2007年）（英語版）

[http://gwweb.jica.go.jp/km/FSubject1501.nsf/cfe2928f2c56e150492571c7002a982c/a0b426e5087691cf49257afe000cdf45/\\$FILE/ATTP15N8.pdf/%E8%8B%B1%E8%AA%9E%E7%89%88%202007.pdf](http://gwweb.jica.go.jp/km/FSubject1501.nsf/cfe2928f2c56e150492571c7002a982c/a0b426e5087691cf49257afe000cdf45/$FILE/ATTP15N8.pdf/%E8%8B%B1%E8%AA%9E%E7%89%88%202007.pdf)

・ウガンダ国 西ナイル地域難民受入コミュニティの現状及びニーズに係る情報収集・確認調査 ファイナル・レポート（2018年）

<https://staffopac.jica.go.jp/images/report/P1000037006.html>

<https://staffopac.jica.go.jp/images/report/P1000037007.html>

ウ) ルワンダ

・ジェンダー情報整備調査報告書（2012）

http://open_jicareport.jica.go.jp/pdf/12127650.pdf

- ② 本業務に関連する以下の資料を JICA 社会基盤・平和構築部 ジェンダー平等・貧困削減推進室（03-5226-3381）にて配布します。

ア) 南スーダン

・ジュバ近郊 女性の経済活動にかかる追加フィールド調査（2018）

- ③ 本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (prtm1@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」
及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール：

・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」

・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 能力強化研修「ジェンダー主流化」を受講していることが望ましい。
- ② 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ③ 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA 事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ④ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ⑤ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上